

○鯖江広域衛生施設組合一般職の職員の
給与の臨時特例に関する条例

（平成25年6月28日）
（条例第3号）

（趣旨）

第1条 この条例は、国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律（平成24年法律2号）に基づく国家公務員の給与減額支給措置を踏まえ、平成25年7月1日から平成26年3月31日までの間（以下「特例期間」という。）における本組合の一般職の職員（地方公務員法第57条に規定する単純な労務に雇用される者を除く。）の給与の支給額を減額するため、鯖江広域衛生施設組合一般職の職員の給与に関する条例（昭和58年鯖江広域衛生施設組合条例第14号）の特例を定めるものとする。

（鯖江広域衛生施設組合一般職の職員の給与に関する条例の特例）

第2条 特例期間の給与に関しては、鯖江市職員等の給与の臨時特例に関する条例（平成25年鯖江市条例第26号）に規定する鯖江市一般職の職員の例による。

附 則

この条例は、平成25年7月1日から施行する。